

学校いじめ防止基本方針



令和元年 7 月
白石市立白石中学校

目次

はじめに	1
1 基本的な考え方	1
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
(2) いじめの定義	1
(3) いじめの理解	2
(4) いじめの防止等に関する基本的考え方	3
イ いじめの防止	
ロ いじめの早期発見	
ハ いじめへの対処	
ニ 家庭との連携について	
ホ 地域との連携について	
ヘ 関係機関との連携について	
2 学校が実施する施策	5
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	5
(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	6
イ 「いじめ防止対策委員会」の設置	
ロ 「いじめ防止対策委員会」の役割	
ハ 「いじめ防止対策委員会」の構成	
ニ 「いじめ防止対策委員会」の構成員の役割	
ホ 「いじめ防止対策委員会」関連図	
(3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置	10
イ いじめの防止	
ロ いじめの早期発見	
ハ いじめに対する措置	
ニ 情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応	
3 重大事態への対処	14
(1) 市教育委員会又は学校による調査	14
イ 重大事態の発生と調査	
ロ 調査結果の提供及び報告	
ハ その他の留意事項	
事実関係を明確にするための調査のフロー	
＜参考＞いじめが要因と思われる生徒の自殺が起こった場合の「自殺の背景調査」における留意事項について	
自殺の背景調査のフロー	
[各種資料]	23～31
・いじめ発見のための調査	
・生徒の人間関係把握のための調査	
・生徒指導部会・教育相談部会による情報共有	
・いじめ対策年間計画	
・学校評価の進め方	
・いじめ対応記録カード	

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

白石中学校は、本校の生徒の尊厳を保持するため、国や県、市内のその他の学校・地域住民・家庭・関係機関、その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、以下の基本方針を定めるものである。

1 基本的な考え方

（１） いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、一人一人の生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市、学校、地域住民、家庭、関係機関、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（２） いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、「いじめ」は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認するとともに表面のみにとらわれることなく、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。白石中学校においては、「いじめ問題等対策委員会」がその組織にあたる。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）やSNS上につくられたグループなど、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

（３） いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に

行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

（４） いじめの防止等に関する基本的考え方

イ いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

白石中学校では、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う取り組みを実施する。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、未然防止の観点から、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

また、これらに加え、いじめ・不登校担当教諭を中心に、全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくりを推進していき、いじめの問題への取組の重要性について地域全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発をする。

ロ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

いじめの早期発見のため、白石中学校は、定期的なアンケート調査（学校生活アンケートを月1回、今の気持ちアンケートを学期毎）や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることを実践していく。

ハ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、白石中学校として直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携をとる。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をする。

ニ 家庭との連携について

家庭においては、保護者は、その保護する生徒の生活の様子に変化や不安を具体的に理解することが期待される。また、学校では、家庭との緊密な連携の下に、必要な関係機関等にも相談しながら、一体となって問題の解消に努める。併せて、普段から保護者会等において、学校におけるいじめの実態や学校いじめ基本方針について、情報交換や協議することや、いじめに対する家庭の気づきと教職員の気づきを互いに共有できるよう、連絡を密にしていく。

ホ 地域との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員や学校関係者評価委員会等を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

ヘ 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、日頃から、学校と関係機関の担当者の窓口相談や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知したりするなど、学校は関係機関による取組と連携する。

2 学校が実施する施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。その際、国の基本方針、県及び市の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定める。いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容となる。

その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくいいじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

また、アンケート調査、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む。

そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害生徒に対する成長支援の観点から、加害生徒が抱える問題を解決する

ための具体的な対応方針を定める。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート調査、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、それらの評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定める。また、生徒と共に、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

（２） 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

日常的な取り組みとして、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、生徒指導部会、教育相談部会をそれぞれ毎週１回行う。この組織では、生徒指導的な課題や不登校、家庭生活の状況、発達障害といった生徒の生活に関する情報を交換し共有するだけでなく、現状に応じたいじめ防止のための方策を練ることを目的とする。また、これらの会の情報は、全教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに共有される。

その他専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。これにより、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校全体で情報を共有するなど、学校が組織的に対応することができ、複数の目による状況の見立てが可能となる。当該組織の構成員としては、管理職や主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任や部活動指導に関わる教職員、学校医等、組織的対応の中核として機能するような体制を、実情や状況に応じて決定する。さらに、可能な限り、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校いじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とする。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

イ 「いじめ防止対策委員会」の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

ロ 「いじめ防止対策委員会」の役割

- 学校基本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があつた時には、いじめ防止対策委員会緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

ハ 「いじめ防止対策委員会」の構成

構成員は以下のとおりとする。

<学校の教職員> ・ 校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，学年主任，特別支援教育コーディネーター，いじめ・不登校対策担当教諭，教育相談担当教員，その他の関係職員（学級担任，部活動担当教員等）
<心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者> ※必要に応じて ・ スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，ケアハウス S V ・ 弁護士，学校医，白石警察署生活安全課長 ・ 学校評議員 等
<保護者や地域住民等> ※必要に応じて ・ 保護者の代表（P T A 役員等） ・ 生徒の代表（生徒会役員等） ・ 地域住民（区長，民生委員等）

二 「いじめ防止対策委員会」の構成員の役割

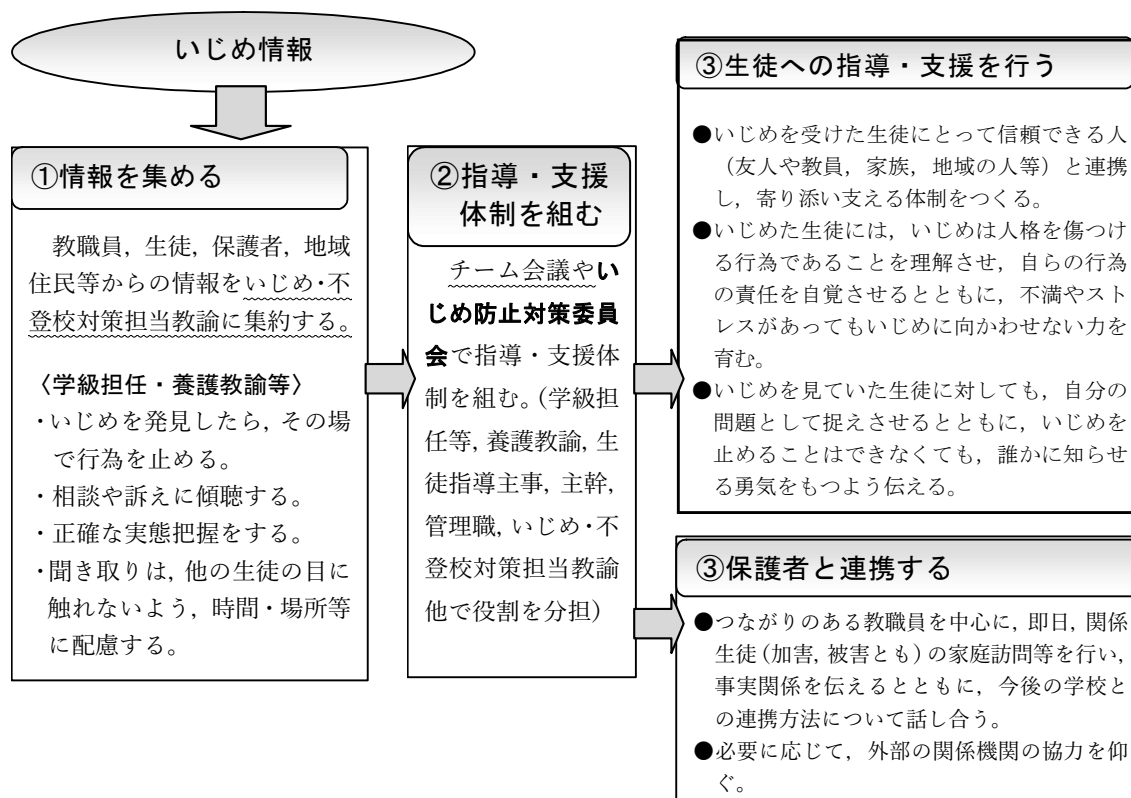
1 いじめ防止のための措置

- 〈学級担任〉・日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてる、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定することになることを理解させる。
 - ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
 - ・教職員の不適切な認識や言動がいじめにつながらないように、指導の在り方に注意を払う。
 - ・学級活動等でいじめ根絶のための話し合いを行う等、生徒が主体的に参加する取組を行う。
- 〈養護教諭〉・学校教育の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- 〈生徒指導主事〉・いじめ問題について校内研修や会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- 〈いじめ・不登校対策担当教諭〉・魅力ある学校づくりの充実・促進に向けた提言を行い広める。
- 〈管理職〉・全校集会などの話題を通して、いじめは絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
 - ・生徒が自己有用感を高められる場面を積極的に設けるよう教職員に働きかける。
 - ・生徒が主体的にいじめについて考え、活動に参加する取組を推進する。

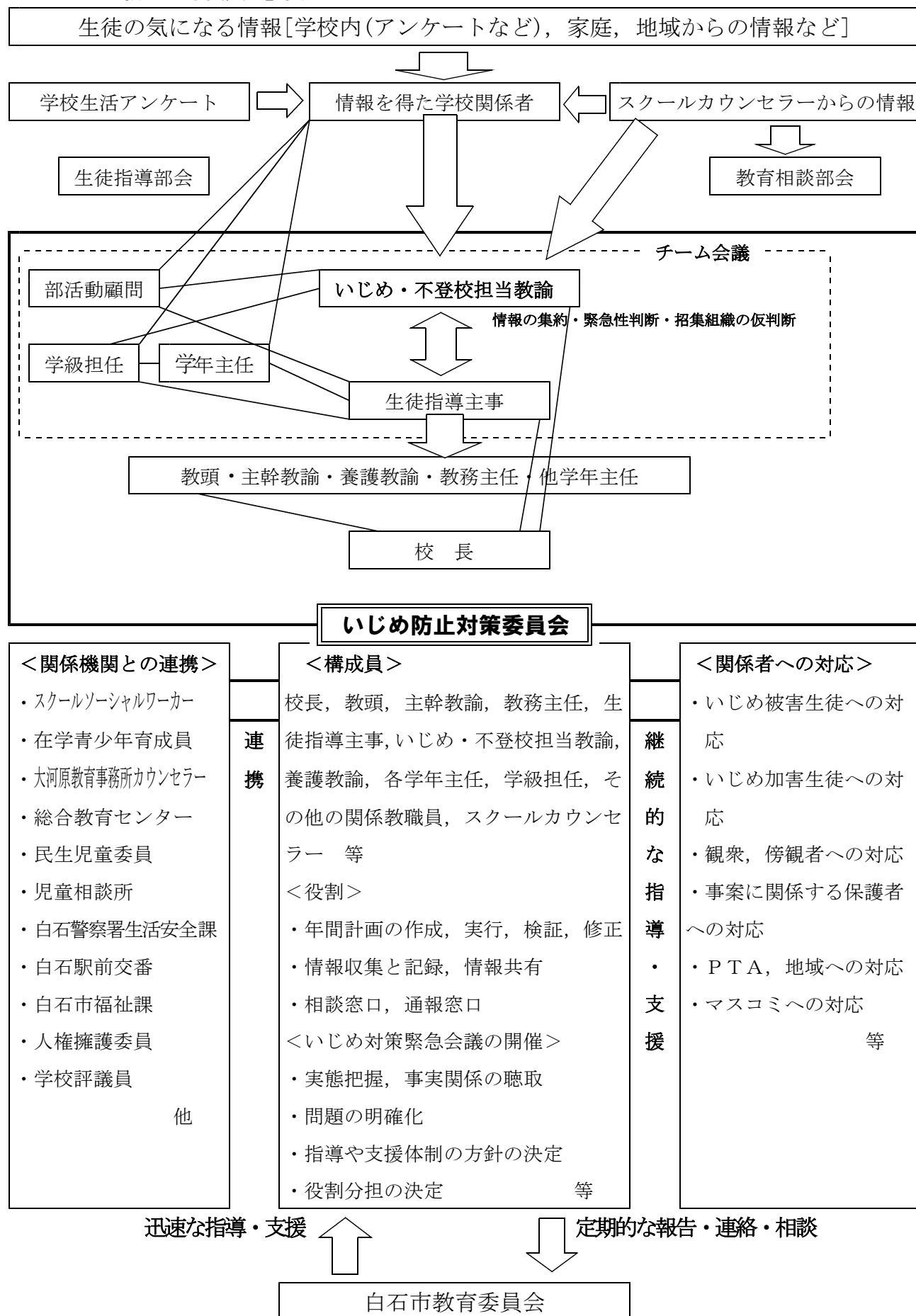
2 早期発見のための措置

- 〈学級担任〉・生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の変化や危険信号を見逃さない。
- ・休み時間や放課後の生徒との交流や生活ノートや日記等を通じ、交友関係や悩みを把握する。
 - ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- 〈養護教諭〉・生徒との会話等で、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。
- 〈生徒指導主事〉・定期的な調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口についての周知を図る。
 - ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の巡回等において、異常の有無を確認する。
- 〈いじめ・不登校対策担当教諭〉・情報の集約担当として、組織としての検討の必要性を仮判断する。
- 〈管理職〉・生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・校内の教育相談体制が機能しているか定期的に点検する。

3 いじめに対する措置



ホ 「いじめ防止対策委員会」関連図



当該組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

（３） 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、関係機関と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

イ いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として生徒が自主的にいじめの問題について考え、p4cなどを活用して議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また、その際の指導の基本は、生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」であり、生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。白石中学校では、生徒の自発的な活動として健全育成ボランティアであるP

ＳＣパトロールが中心となり「白石市いじめ防止月間」（７月，１２月），「いじめゼロの日」（毎月１０日）にいじめゼロ運動（ピンクＴシャツ運動）を展開する。生徒自ら定期的に行動し，その範囲は学校内に限らず，地域，各中学校ＰＳＣパトロールとの連携，各小学校におよぶ。担当教職員は，生徒の自発的な活動姿勢とアイディアを尊重した活動となるよう留意する。

【白石中学校ＰＳＣパトロールによるいじめ防止についての各種取組】

○毎月１０日の「いじめゼロの日」に，

- ①生徒による校内でのいじめ防止啓発活動（ピンクＴシャツ運動）
- ②生徒による校区内の小学校でのいじめ防止啓発活動（ピンクＴシャツ運動）

○７月，１２月の「白石市いじめ防止月間」に，

- ①市内各中学校ＰＳＣ，警察署と連携した白石駅前でのいじめ防止啓発運動（ピンクＴシャツ運動）
- ②いじめ防止大会における活動発表と大会内でのいじめ防止啓発活動
- ③いじめ防止大会における「いじめゼロ標語」「いじめゼロポスター」の募集と表彰
- ④「いじめゼロ宣言」の活用と浸透を図る活動

【資料】「ＰＳＣいじめゼロ宣言」

「人の心や身体を傷つける行為は，しない，させない，許さない！」

- I 互いの個性を認め合い，笑顔で生活します。
- II 相手の気持ちを考えた行動，発言をします。
- III 正しい知識を身に着け，正しくインターネットやスマートフォンを使います。
- IV 見て見ぬふりをせず，声をかけたり助けたりします。
- V いじめがあったら大人に相談します。

月に１回実施する生徒に対する生活アンケートや聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く，いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。このため，学校は生徒に対して，傍観者とならず，学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

加えて，日々の教育活動において，生徒に自己存在感を与えること，共感的な人間関係を育成すること，自己決定の可能性の場を与え自己の可能性の開発を援助するなどの生徒指導の三機能を生かして，集団の一員としての自覚や自信を育むことにより，いたずらにストレスにとられることなく，互いを認め合える人間関係や学校風土をつくることが重要である。

さらに，教職員の言動が，生徒を傷つけたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。

ロ いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。 あわせて、月1回の定期的な学校生活アンケートや教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、併せて保護者にも協力してもらい、家庭で気になった様子はないかを把握するよう、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を整備し、いじめの実態把握に取り組む。

アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、生徒からの相談に対しては、必ず複数の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

ハ いじめに対する措置

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。

加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動などを反省させ、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、保護者との連携を図り、日常的に注意深く観察する。

なお、法第23条のいじめの通報を受けた場合、事実の有無の確認を行うとともに、事実がなかった場合でも、その事実確認の結果を設置者に報告すること。

ニ 情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、パスワード付きのサイト、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や携帯電話等のメールを利用して行われることが多く、大人の目に触れにくく発見しにくい。生徒が、今後も変化を続けていくであろう情報手段を効果的に活用することができる判断力や心構えを身に付けさせるための情報モラル教育を一層充実させる。保護者においてもこれらの問題について理解を求めておく。

ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除する措置をとることとするが、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、必要に応じて法務局の協力を求める。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄の警察に相談、通報する。ただし、学校単独で対応が困難と判断した場合には、学校の設置者と相談しながら外部の専門機関に援助を求めるなどの対応を考える。

4 重大事態への対処

(1) 市教育委員会又は学校による調査

イ 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(イ) 重大事態の意味について

重大となる案件については、法第28条1項に記載されており、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあること、また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた生徒の状況に着目し、例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(ロ) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、設置者である市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

(ハ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、学校の設置者が主体となっていく場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施する。この場合、調査対象となる生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、例えば、アンケート調査の収集などの初期的な調査を学校の設置者又は学校が中心となっていく、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等、適切に役割分担を図る。

(二) 調査を行うための組織について

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

調査を学校の設置者が調査主体となっていく場合は、法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関により調査を行う。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の学校いじめ対策組織等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

重大事態発生にかかる調査を行うための組織 ―いじめ問題調査委員会―

「いじめ問題調査委員会」の設置

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、「いじめ問題調査委員会」を設置する。

○いじめを受けた生徒に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等の重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合など

○いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○その他

生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、その

時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

「いじめ問題調査委員会」の役割

- ・ 発生した事案が重大事態であると判断したとき、当該重大事態に係る調査を行う。
- ・ 調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に提供する。

「いじめ問題調査委員会」の構成

○白石中学校において「いじめ問題調査委員会」を設置する場合。

①構成員

白石市教育委員会の指導の下に、既存の「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、「いじめ問題調査委員会」の構成員を決定する。

—— <いじめ防止対策委員会>（母体として） ——

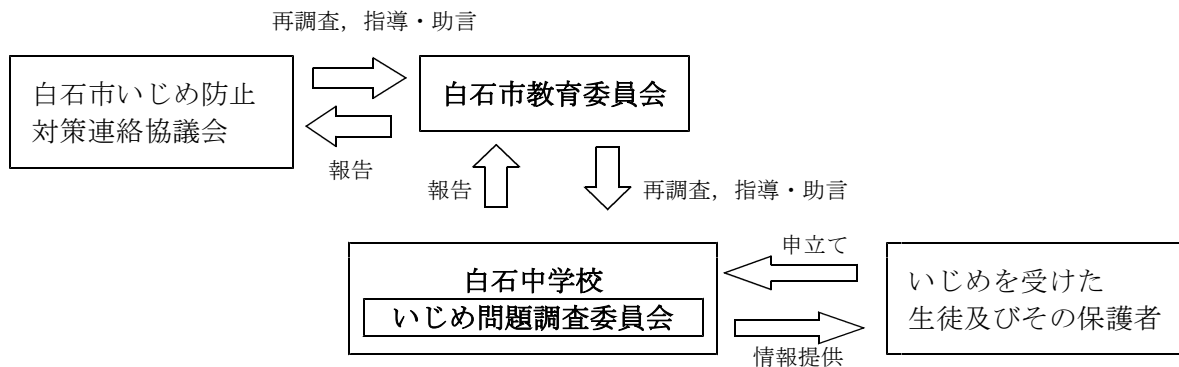
校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主事，いじめ・不登校対策担当教諭，養護教諭，学年主任，教育相談担当教員，その他の関係職員（学級担任・部活動顧問等）

<適切な専門家>・・・白石市教育委員会の指導を受けて

弁護士，精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等）

②組織

【いじめ問題調査委員会】（いじめ防止対策委員会を母体とした場合）



学校の設置者が調査主体となる場合。

※白石市教育委員会の指示に従って、①構成員，②組織を設置する。

（ホ）事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などを行う。この際、質問票

の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などを行う。

③ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資

料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

（へ）その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

また、事案の重大性を踏まえ、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、転入学等の弾力的な対応を検討する。

ロ 調査結果の提供及び報告

（イ）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係につい

て、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならず、学校の設置者又は学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

アンケート調査の実施により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(ロ) 調査結果の報告

調査結果については、市立学校に係る調査結果は市教育委員会を通じて市長に報告する。
上記（イ）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

ハ その他の留意事項

(イ) 地域住民等への対応

地域住民からの苦情や情報提供などには、誠意をもって対応する。必要に応じて、電話対応者と電話対応内容のメモをとる職員を決めておく。（電話対応者を教頭とし、電話の内容を主幹教諭・教務主任がメモをとる等。）

メモの内容については、内容をまとめメモとともに校長へ提出し、校長は決裁する。

(ロ) マスコミへの対応

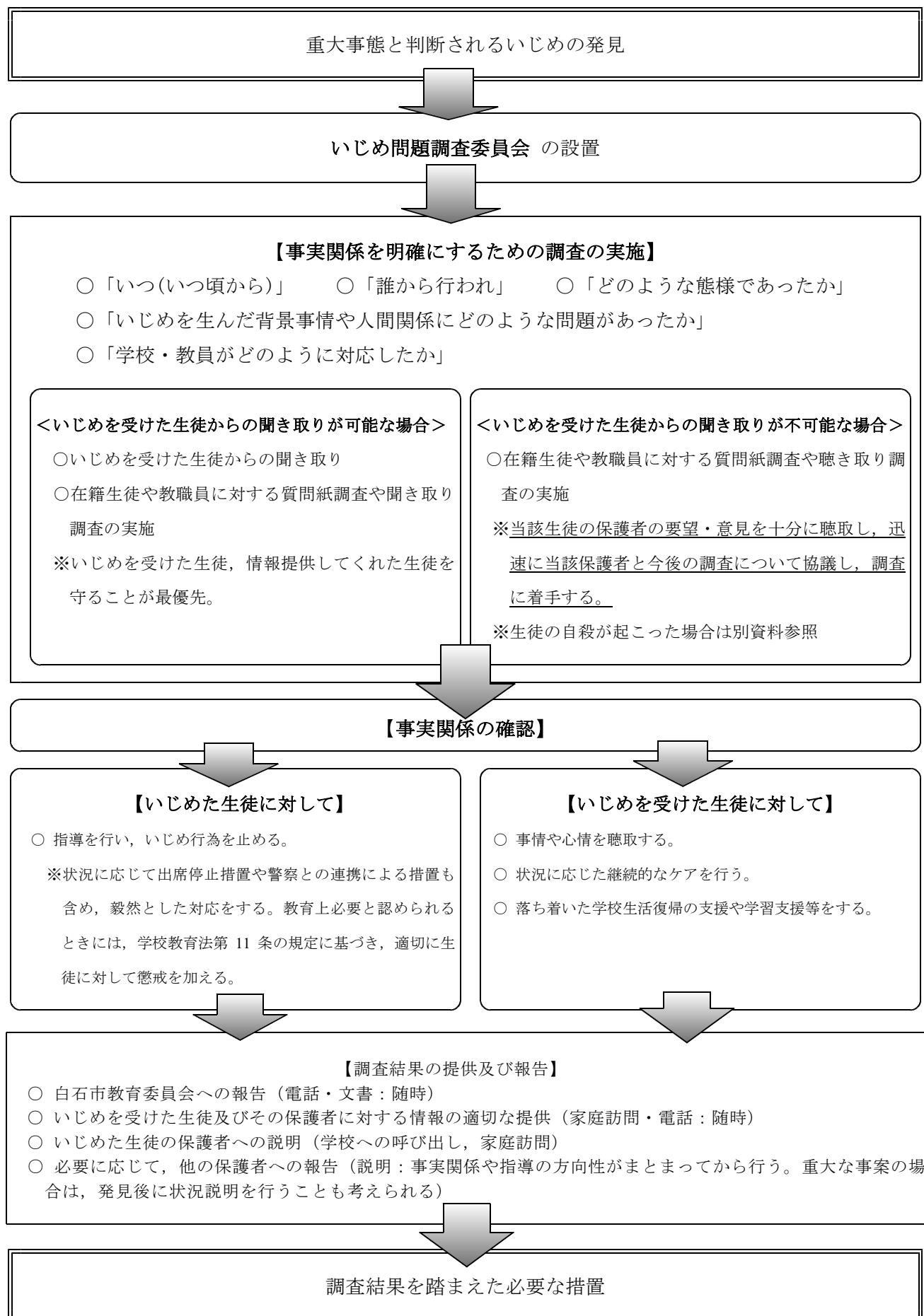
マスコミや報道機関との電話対応は、原則として教頭が対応する。特に即答を避け、「取材時間、取材場所等」を決めて、白石市教育委員会の指導を受けた上で、マスコミの取材に応じる。

(ハ) その他

生徒の心のケアに配慮するために、必要に応じてカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を、白石市教育委員会を通して要請する。

調査結果記録のほか、電話対応やマスコミ対応の記録も保管する。

<事実関係を明確にするための調査のフロー> ※Ⅵ重大事態発生に係る調査の流れを図式化



<参考>いじめが要因と疑われる生徒の自殺という事態が起こった場合の 「自殺の背景調査」における留意事項について

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査指針」（平成23年3月生徒生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にするものとする。

①遺族に対して

- ・ 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生徒へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

②調査内容・方法について

- ・ 背景調査に当たり、遺族が当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生徒及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価する。
- ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

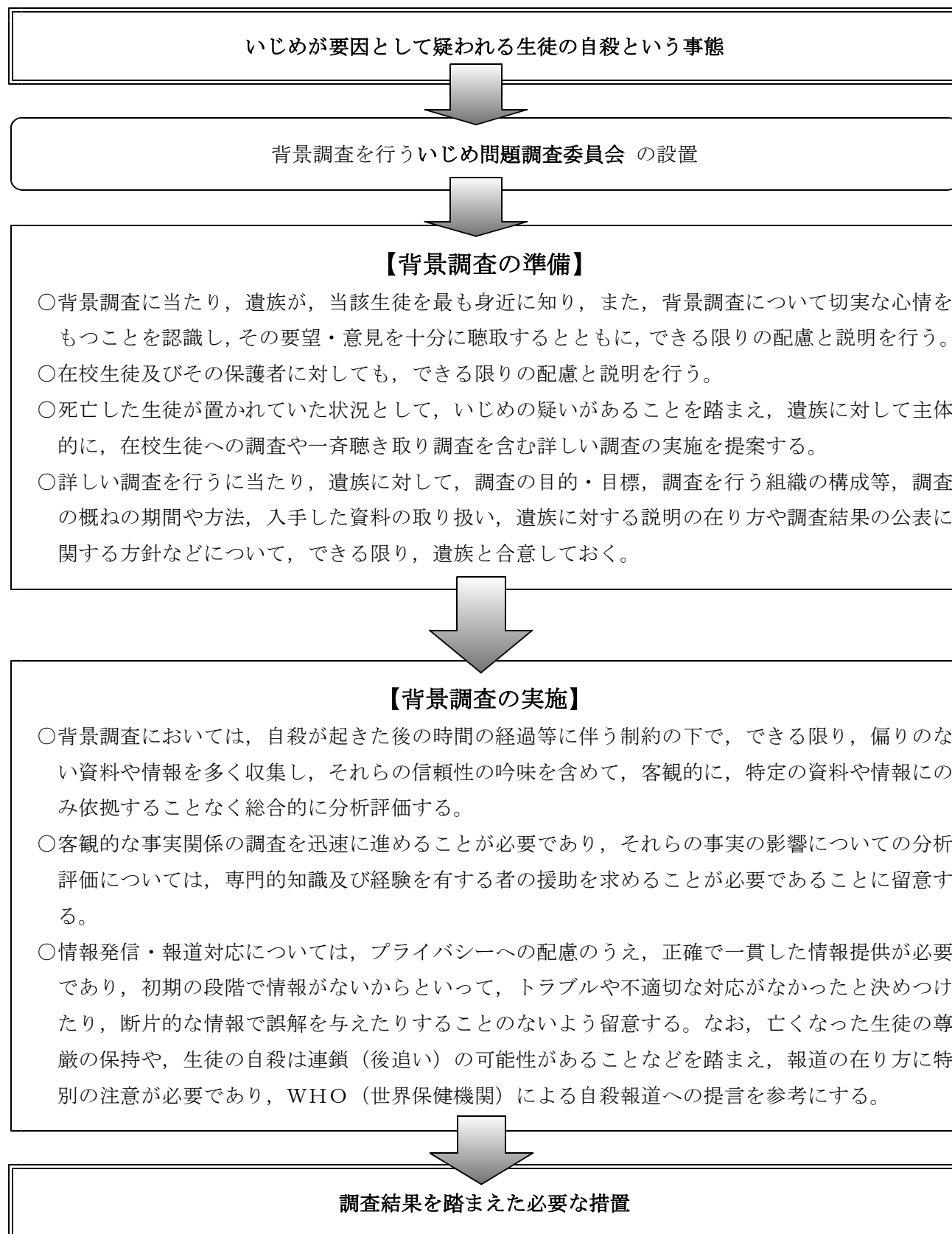
③調査組織について

- ・ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④情報発信・報道対応について

- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

＜自殺の背景調査のフロー＞「自殺の背景調査」の留意事項を図式化したもの



[資料1]いじめ発見のための調査

生徒の抱える問題を早期に把握し早期に対応できるよう、定期的な調査として「学校生活アンケート」を実施する。

1 対象

中学校 1 ～ 3 学年

2 実施について

(1) 実施方法

調査は、月の終わりに 1 回実施し、学級経営等の参考にする。

(2) 調査の様式

学校生活アンケート

年 組 氏名

1 あなたは(期間)にいじめや嫌がらせを受けたことがありましたか。

ある ・ ない

↓

〔それはどんなことでしたか〕

たたかれた・ けられた・ 悪口や暴言を言われた・無視された・

物を隠された・ 物を壊された・落書きをされた・ 仲間はずれにされた

その他

2 (期間)に学級や学校で友だちがいじめや嫌がらせを受けているのを見たり、聞いたりしたことがありましたか。

ある ・ ない

↓

〔いじめや嫌がらせを受けたのは誰ですか〕

同じクラスの人・ 他のクラスの人・ 他学年の人

〔それはどんなことでしたか〕

たたかれた・ けられた・ 悪口や暴言を言われた・無視された・

物を隠された・ 物を壊された・落書きをされた・ 仲間はずれにされた

その他

3 その他、なにか先生に伝えたいことはありますか。

ある ・ ない

[資料2]生徒の人間関係の把握ための調査

生徒の中期的な人間関係の変化を把握し、次の学期や年度の学級経営やその他の活動に対応できるよう、定期的な調査として「今の気持ちアンケート」を実施する。

1 対象

中学校 1 ～ 3 学年

2 実施について

(1) 実施方法

調査は、学期の終わりに 1 回実施し、学級経営等の参考にする。

(2) 調査の様式

今の気持ちアンケート

年 組 番 氏名

1 あなたは今、学校が楽しいですか。

とても楽しい ・ まあまあ楽しい ・ あまり楽しくない ・ まったく楽しくない

2 今、学校生活を送るうえで「とても気になっていること（困っている・心配だ）」には○を、「少し気になっていること」には△を記入してください。

() 勉強、授業や家庭学習の

() クラスメイトとの人間関係

() 同学年の中での人間関係

() 先輩との人間関係

() 先生との人間関係

() 部活動のこと

() 自分のからだや心のこと

() 家族のこと

() 進路や将来のこと

() その他 ()

3 2であげた中で特に心配なこと、困っていることがあれば具体的に書いてください。

4 家族と学校のことを話しますか。

よく話す ・ ときどき話す ・ あまり話さない ・ まったく話さない

よく話す相手は誰ですか→ ()

5 一緒にいてホッとできる友だちは誰ですか。

6 自分のこと

あなたのいいところはどこだと思いますか。

あなたの直したいなと思うところはどこですか。

7 わたしが考えるベスト3

〔あなたが最近楽しいと思ったことはなんですか〕

①

②

③

〔あなたにとって居心地のいい場所、ホッとする場所はどこですか〕

①

②

③

8 その他、今感じていること、思っていることなどを自由に書いてください。

[資料3]生徒指導部会・教育相談部会による情報共有

生徒の抱える問題を早期に把握し情報共有できるよう、週に1回の「生徒指導部会」「教育相談部会」をそれぞれ実施する。

1 生徒指導部会

(1) 構成員

教頭，主幹教諭，生徒指導主事，いじめ不登校担当教諭，各学年(実務学級)生徒指導担当教員，養護教諭，その他必要に応じて

(2) 内容

- 1週間の学年学級の様子
- 各学年生徒指導事案の報告
- 生徒指導上の課題の共有

(3) 情報共有の仕方

- 生徒指導主事は会の中で出た情報を文書化し，生徒指導回覧板によって全教職員に回覧する。(SC，SSWを含む)
- 生徒指導主事は回覧作成の際にまとめた情報をファイリングし生徒指導月例報告とともに保管する。

2 教育相談部会

(1) 構成員

教頭，主幹教諭，教育相談担当教員，生徒指導主事，いじめ不登校担当教諭，各学年(実務学級)教育相談担当教員，養護教諭，その他必要に応じて

(2) 内容

- 1週間の学年学級の様子
- 各学年不登校(傾向)生徒に対する指導過程の報告
- 不登校(傾向)生徒に対する方針の共有

(3) 情報共有の仕方

- 教育相談担当教員は会の中で出た情報を文書化し，教育相談回覧板によって全教職員に回覧する。(SC，SSWを含む)
- 教育相談担当教員は回覧作成の際にまとめた情報をファイリングし保管する。

(4) スクールカウンセラーとの連携

以下の場面や機会でスクールカウンセラーを積極的に活用することで，生徒及び保護者の理解を図り，適切な対応につなげられるよう努める。

- ・生徒の不安や悩みについて，専門的・多角的に理解する。
- ・生徒のコミュニケーションスキルを高めるかかわりを図る。
- ・保護者との面談を通して，より一層の生徒理解を図る。
- ・関係機関との橋渡しをする。
- ・白石中学校区連携における情報共有の補助を行う。
- ・教員の研修やスキルアップを図る。
- ・生徒及び保護者への心理教育をする。

[資料4]いじめ対策年間計画 ■…教職員間の活動 ○…生徒、教師、保護者の活動

月	実施計画		留意点等
4月	■学校間、学年間の情報交換 指導記録の引継 ■いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議設置 いじめの未然防止に向けた取組の確認 ○P S Cいじめゼロ宣言の確認 ○学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 ○■いじめゼロの日(P S Cいじめゼロ運動)	職員会議 小中連絡会資料 学級活動 P T A総会	・生徒間，保護者間の情報を確実に共有する。 ・学校としてのいじめ問題に対する姿勢を保護者に示す。
5月	○■学校生活アンケートの実施 ■校内研修「いじめの未然防止」「SCの活用について」 ○行事などを通じた人間関係づくり ○p 4 cを活用した話し合い活動 ○■いじめゼロの日(P S Cいじめゼロ運動)	職員会議 体育祭 部活動入部 学級活動	・部活動での人間関係づくり，学級への所属感を高める指導を徹底する。
6月	○■学校生活アンケートの実施 ○行事などを通じた人間関係づくり ○p 4 cを活用した話し合い活動 ○■いじめゼロの日(P S Cいじめゼロ運動)	学級活動 陸上大会	・3年生の部活動引退による生活や人間関係の変化に注意し，指導する。
7月	○■学校生活アンケートの実施 ■○教育相談の実施 ■○白石市いじめ防止月間 ○■いじめゼロの日(P S Cいじめゼロ運動) ○■非行防止教室の実施	いじめゼロ標語 いじめゼロポスターの募集	・教育相談前の確認事項を学年部会を通して徹底する。
8月	○■学校生活アンケートの実施 ■いじめ問題対応研修の実施 ○いじめ防止月間中の課題の提出 ○■いじめゼロの日(P S Cいじめゼロ運動)	職員研修	・夏休み明けの生徒の変化を把握する。 ・弁護士や法務局など外部機関を活用した研修を行う。
9月	○■学校生活アンケートの実施 ○p 4 cを活用した話し合い活動 ○今の気持ちアンケートの実施 ○■いじめゼロの日(P S Cいじめゼロ運動)	学級活動 新人大会	・道徳や学級活動の中でp 4 cを活用したいじめに関する話し合い活動を行う。
10月	○■学校生活アンケートの実施 ○行事などを通じた人間関係づくり ○■いじめゼロの日(P S Cいじめゼロ運動)	飛翔祭 合唱コンクール 終業式，始業式	・行事を通して自己有用感や自己存在感を育む活動を重視する。
11月	○■学校生活アンケートの実施 ■○教育相談の実施 ○■いじめゼロの日(P S Cいじめゼロ運動)	学級活動	・教育相談前の確認事項を学年部会を通して徹底する。
12月	○■学校生活アンケートの実施 ■○白石市いじめ防止月間・白石市いじめ防止大会	立志式 白石市いじめ防止大	・いじめ対策や生徒手帳の内容，指導の仕方などについて

	○■いじめゼロの日（P S C いじめゼロ運動） ○学校評価の実施	会	点検する。
1 月	○■学校生活アンケートの実施 ■年度末評価の実施 ○■いじめゼロの日（P S C いじめゼロ運動） ■小学校との情報交換会	全体反省会	・冬休み明けの生徒の変化を把握する。
2 月	○■学校生活アンケートの実施 ○■いじめゼロの日（P S C いじめゼロ運動） ■小学校との情報交換会	学級活動	・人間関係の不安解消のための支援・対応を考える。
3 月	○■学校生活アンケートの実施 ○今の気持ちアンケートの実施 ○■いじめゼロの日（P S C いじめゼロ運動） ■記録の整理、引継ぎ資料の作成 ■小中連絡会の開催	学級活動 修了式 離任式 卒業式	・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。

[資料5] 学校評価の進め方

学校評議員会	学校（いじめ防止対策委員会）	生徒・保護者等
○取組の方針等の説明 ・年間計画 ・重点目標 ・評価項目 ・評価方法等	【PLAN】 ○今年度の計画作成 ・いじめ対策年間計画の作成 ・重点項目の設定 ・目標達成に必要な評価項目・指標等の設定	→計画等の周知
○授業・学校行事参観， 校長との意見交換	【DO】 ○取組の実施 ・授業，学校行事等 ・校内研修会，調査の実施等	→授業，学校行事の公開
○中間評価の結果について評価	【CHECK（1）】 ○実施状況の中間評価 ・中間評価の実施 ・必要に応じた手直し	
○自己評価の結果と改善 方策について評価	【CHECK（2）】 ○実施状況の評価と評価結果を踏まえた改善方策の取りまとめ ・自己評価	⇔矢印生徒，保護者等を対象にした調査の実施
	【ACTION】 ○学校関係者評価の結果を踏まえた改善方策の見直し ・自己評価の結果等の公表 ・次年度の計画等に反映	→自己評価・学校関係者評価の結果と改善方向について，保護者・地域住民等に公表する。

校 長	教 頭	主幹教諭	いじめ・不登校担当	記入者

いじめ被害生徒			
いじめ加害生徒			
発見した日			
発見した方法	①担任が発見 ②他の教師が発見 ③養護教諭からの情報 ④被害生徒からの訴え ⑤他の生徒からの訴え ⑥その他 []	番号	
いじめの様態	①言葉での脅かし ②冷やかし・からかい ③仲間はずれ ④集団による無視 ⑤暴力をふるう ⑥持ち物を隠す ⑦たかり ⑧その他 []	番号	
いじめの背景 きっかけ・動機			
対応チーム (担当教員)			
いじめた側 の状況			
いじめられた側 の状況			
周囲の状況			

対応の内容	[対応した日付と時間・聞き取った教員・保護者への対応・指導の内容など]
その後の経過	